

岩手県時代を拓く園芸産地づくり支援事業実施要領

(平成 30 年 7 月 12 日 制 定 農園第 178 号)

(令和 2 年 4 月 20 日 一部改正 農園第 48 号)

第 1 趣旨

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）のうち、時代を拓く園芸産地づくり支援（水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進））の園芸作物転換強化事業に関する取扱いは、国実施要綱別紙1及びこの要領によるものとする。

第 2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

1 取組主体

国実施要綱別紙1Ⅱ第の2（1）のイの要件を満たす協議会をいう。

2 事業内容

国実施要綱別紙1Ⅱ第1の1（2）の内容とする。

3 補助対象経費

国実施要綱別表2のとおりとする。

4 目標年度及び成果目標

国実施要綱別紙1Ⅱ第1の3に定める目標年度及び成果目標をいう。

第 3 実施手続

1 事業実施計画の作成

(1) 取組主体は、別記様式第1号により産地転換強化事業計画書（以下「産地計画」という。）を作成し、取組主体の主な事務所が所在する市町村長へ提出するものとする。

(2) 市町村長は、産地計画の提出を受けた場合はその内容を審査し、計画の内容が適当と判断される場合は、承認申請書（別記様式第2号）に産地計画に対する意見を付して知事に提出するものとする。

(3) 産地計画の審査は、以下の項目について行うものとする。

ア 取組主体は、国実施要綱別紙1Ⅱ第1の2（1）のイの要件を満たしていること。

イ 国実施要綱別紙1Ⅱ第1の3（1）のイの成果目標を設定していること及びその内容

が適当と判断されること。

ウ 国実施要綱別紙1Ⅱ第1の2(1)のイの補助要件を満たしていること。

エ 国実施要綱別紙1Ⅱ第1の1の(2)のウの農業機械のリース導入に取り組む場合は、国実施要綱別紙1Ⅱ第4の2に掲げる留意事項を全て満たしていること。

オ 当該市町村の農業振興に係る方針など地域施策との整合性がとれていること。

2 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、取組主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、市町村長は、あらかじめ、知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により作成し、知事に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(3) 市町村長は、取組主体から(1)の交付決定前着手届の提出があった場合は、知事にその写しを提出するものとする。

(4) 市町村長等は、(1)のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう取組主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 管理運用

(1) 本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、耐用年数が経過するまでは、取組主体による善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に市町村長の承認を受けるものとする。

(2) 市町村長は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ知事へ協議するものとする。

第4 事業実施状況の報告

1 取組主体は、事業実施年度から目標年度の前年度において、当該年度における事業の実施状況を別記様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに市町村長に報告するものとする。

- 2 市町村長は、1により報告のあった取組主体の事業実施状況について、同年度の7月末日までに、別記様式第5号により知事に報告するものとする。なお、市町村長が取組主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、取組主体に対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。
- 3 知事は、2の事業実施状況報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、市町村長及び取組主体に対して指導・助言を行うものとする。

第5 事業実施結果の評価

- 1 取組主体は、別記様式第6号により事業評価報告を作成し、目標年度の翌年度の6月末日までに市町村長に報告するものとする。
- 2 市町村長は、1により報告のあった取組主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、取組主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 市町村長は、1により報告のあった取組主体の事業評価について、同年度の7月末日までにとりまとめ、別記様式第7号により知事へ報告するものとする。

なお、とりまとめに当たっては、事業評価報告の内容を確認するとともに、必要に応じ取組主体から聞き取りを行い、評価結果をとりとめることとする。
- 4 知事は、市町村長から報告のあった評価結果をとりとまとめ、公表するものとする。
- 5 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、市町村長は取組主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第8号により提出させるものとする。
- 6 市町村長は、5により取組主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを知事に報告するものとする。

第6 推進指導

- 1 知事は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、市町村及び取組主体に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- 2 市町村は、当該取組主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、農業団体等関係機関と連携し、取組主体に対する必要な指導を行うものとする。

第7 不正行為等に対する措置

市町村長は、取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、市町村長は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、知事に報告するものとする。

附 則

- 1 この改正は令和2年4月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の岩手県新しい園芸産地づくり支援事業実施要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。